

平成27年10月
警察庁

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年7月24日から同年8月22日までの間、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見の募集を行ったところ、183通の御意見・御質問を頂きました。

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号）
- (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号）
- (3) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第17号）

2 命令等の案を公示した日

平成27年7月24日

3 御意見・御質問に対する警察庁の考え方

頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等の内容に関する御意見・御質問以外のものについては、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見・御質問の総数	183通
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	176通
電子メール	6通
F A X	0通
郵 送	1通

5 その他

警察庁における検討の結果、別紙2のとおり、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案について、技術的修正をしました。

【別紙1及び別紙2における略語】

- 法 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 施行令案 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案
- 施行規則案 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案
- 意見聴取規則案 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則案